

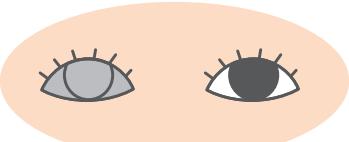
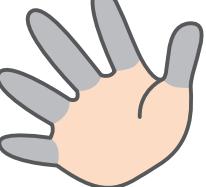
16 保険料の払い込み免除

保険料払込免除特約 に加入の場合

約款に定める下表のいずれかの状態に該当した場合、保険料の払い込み免除の対象となります。
記載のない特約もありますので、詳しくはお問い合わせください。

特約名称	保障内容
保険料払込免除特約2020	<ul style="list-style-type: none">● 10大疾病保険金の支払事由に該当した場合(P19~21参照)● 所定の要生活介護状態が180日継続、または、公的介護保険制度により要介護2~5の認定を受けた場合(P23~24参照)● 所定の身体障がい状態に該当した場合(以下の例を参照)● 所定の高度障がい状態に該当した場合(P22参照)● 身体障害者手帳(1~3級)の交付を受けた場合、または、国民年金の障害基礎年金(1~2級)の受給権を取得した場合(精神障がいによるものは除く)
新総合保険料払込免除特約(001)	<ul style="list-style-type: none">● 特定疾病・疾病障がい保険金の支払事由に該当した場合(P19~21参照)● 所定の要生活介護状態が180日継続、または、公的介護保険制度により要介護2~5の認定を受けた場合(P23~24参照)● 所定の身体障がい状態に該当した場合(以下の例を参照)● 所定の高度障がい状態に該当した場合(P22参照)● 身体障害者手帳(1~3級)の交付を受けた場合、または、国民年金の障害基礎年金(1~2級)の受給権を取得した場合(精神障がいによるものは除く)
総合保険料払込免除特約(001)	<ul style="list-style-type: none">● 特定疾病・疾病障がい保険金の支払事由に該当した場合(P19~21参照)● 所定の要生活介護状態が180日継続、または、公的介護保険制度により要介護2~5の認定を受けた場合(P23~24参照)● 所定の身体障がい状態に該当した場合(以下の例を参照)● 所定の高度障がい状態に該当した場合(P22参照)

■ 所定の身体障がい状態(例)

両耳の聴力の永久喪失	片眼の視力の永久喪失	片手の指5本の永久喪失または両足の指10本の永久喪失
		
片腕の手首以上の永久喪失または片腕の3大関節中の2関節の機能の永久喪失	片脚の足首以上の永久喪失または片脚の3大関節中の2関節の機能の永久喪失	脊椎の著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの
